二五MHz以上」の下に「、チャネル間隔が二〇MHzの無線設備にあっては離調周波数が五〇MHz以上」を加え、同号(二)の表以外の部分中「陸上移動局の送信装置」の下に「（中継を行うものを除く。）」を加え、同(二)の表中「一一デシベル」を「一七デシベル」に改め、同表二、五三〇MHz以上二、五三五MHz未満の項中一(一)を次のように改める。

(一)　送信空中線の絶対利得が四デシベル以下の陸上移動局の送信装置

任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（ニ）二五デシベル以下の値

第三項第五号(二)の表注中「離調周波数が二五MHz以上」の下に「、チャネル間隔が二〇MHzの無線設備にあっては離調周波数が五〇MHz以上」を加え、同項第六号(一)に次のように加える。

(4)　チャネル間隔が二〇MHzのもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から（ホ）二〇MHz及び（ヘ）四〇MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャネル漏えい電力及び帯域外領域における不要発射の強度の許容値以下であること。

第三項第八号中「接続方式」の下に「若しくは時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式」を加える。

○総務省告示第百六十六号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第三十一条の規定に基づき、平成六年郵政省告示第七十二号（端末設備であって電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月二十六日　　総務大臣　片山　善博

第二項第十四号中「接続方式」の下に「又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式」を加える。

○厚生労働省告示第百四十九号

勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）第六条第一項の規定に基づき、第九次勤労青少年福祉対策基本方針を次のように定めたので、同条第五項の規定により告示する。

平成二十三年四月二十六日

厚生労働大臣　細川　律夫

第９次勤労青少年福祉対策基本方針

青少年のキャリア形成と自立を支える社会的ネットワークの構築を目指して

目　次

はじめに
第１　勤労青少年の職業生活の動向
1　勤労青少年を取り巻く環境の変化
2　勤労青少年の現状
⑴　青少年人口
⑵　若者をめぐる雇用情勢
⑶　就業構造の変化及び就業形態の多様化、自立に困難を抱える若者の増大
⑷　働くことに関する若者の意識
第２　勤労青少年の福祉の増進に関する基本的施策
1　勤労青少年福祉行政の方向性
2　勤労青少年の長期的な視点からのキャリア形成の促進
⑴　在学段階からの職業意識形成等の体系的なキャリア形成支援の推進
①　キャリア教育推進を通じた初期キャリアの形成支援
②　関係機関の連携によるキャリア教育推進の基盤整備
⑵　学校から職業生活への円滑な移行、的確な職業選択・職場適応の支援
①　学校から職業生活への移行支援
②　既卒者の応募機会の拡大に向けた取組の促進
③　フリーター等の正規雇用化に向けた支援
⑶　職業生活に必要な基礎的・実践的職業能力の開発の推進
①　公的職業訓練の推進による若者の職業能力の開発・向上
②　実践的な職業能力の評価制度の構築・活用
③　企業におけるキャリア形成支援の環境の整備
⑷　就業に向けた自信・意欲の獲得等のための支援
①　専門的な相談等による支援
②　訪問支援（アウトリーチ）による支援
③　学習や生活面を含むきめ細かな支援
⑸　キャリコンサルティング等の体制整備
①　キャリア・コンサルタントの計画的養成
②　ジョブ・カード等キャリア形成支援の共通ツールの活用促進
⑹　労働条件等の職場環境の整備充実に関する支援
3　勤労青少年の交流、多様な活動の促進
⑴　社会活動への参加の促進等
⑵　様々な世代相互の交流の促進等
⑶　国際交流の促進
4　勤労青少年福祉行政推進のための基盤整備
⑴　支援のための地域ネットワークの構築等
⑵　勤労青少年ホーム等の多様な観点からの活用促進
⑶　勤労青少年支援に関わる人材育成等の体制の整備
5　勤労青少年福祉対策基本方針を活かした啓発活動等、地域における取組の積極的推進

はじめに

勤労青少年福祉法（昭和45年法律第98号）の施行以来、約40年を経て、若者の就業実態やこれを取り巻く環境は大きく変化をたどり、その中で様々な課題が生じている。とりわけ大きな課題として、社会環境、労働市場の構造の変化の下、学校教育、職業生活への移行、在職中の各段階において、若者がキャリア形成の難路に陥るリスクが高まっていることが挙げられる。特に、高等学校中途退学者を始めとする、最終学歴が中学校卒業者である若者は、他の最終学歴層に比べ際立って無業率が高く、一定年齢以上ではむしろその率が一層高まっていることが確認されている。青少年人口の減少等の環境変化の下、若者一人ひとりが、社会、地域の担い手であるという観点からも、若者がそれぞれの機会を活かし、より充実した職業生涯を実現することが一層期待される時代にあって、このような状況があることは、就職とこれを通じた職業能力開発機会が乏しく無業状態から抜け出せない、言い換えれば、「勤労青少年」となることが困難な層の存在を示すものと言える。

勤労青少年福祉法の目的である「勤労青少年福祉の増進」については、同法第１条により、職業指導の充実、職業訓練の奨励、職場環境の整備、余暇活動の振興、福祉施設の設置・活用等を含む幅広い概念と位置付けられているが、こうした若者をめぐる環境変化の下での今日の社会的要請に鑑みると、この幅広い意味を持つ「福祉」の中でも、より充実した職業生涯の実現、すなわち福祉の向上の基盤となるキャリア形成の支援がとりわけ重要な課題と言える。

本方針では、勤労青少年の職業生活に関する動向を明らかにするとともに、第８次勤労青少年福祉対策基本方針（以下「第８次方針」という。）策定以降の社会・経済の変化、少子化の進行や若者に求められる社会の期待等を踏まえ、勤労青少年が、仕事と人、社会との積極的な関わりを通じて自信と意欲を備え、継続的なキャリア形成を図り、社会の構成員として自立して健全に成長することを促すため、また、これを支える関係機関の連携による社会的ネットワークの整備を図るため、施策の基本となるべき事項を示すこととする。

なお、第８次方針では、若年者就業支援施策の対象年齢の設定との整合性を確保する等の観点から、勤労青少年の対象年齢について、それまで「30歳未満」としていたところ、これを見直し、「35歳未満」と設定した。その後の環境変化等を踏まえ、現在、若年者就業支援施策の対象年齢のうち、その多くは、現在、概ね40歳未満とされているが、勤労青少年福祉法の目的、また、同法による発達過程の途上にある者としての青少年の捉え方等も勘案し、本方針では、対象年齢は引き続き「35歳未満」とする。